

☆保存版☆

# 進路と生活の情報BOOK

～「自立」と「社会参加」をめざして～

福井県立福井特別支援学校

令和3年4月発行 進路指導部 相談・支援部

# 進路と生活の情報 BOOK(令和 3 年度改訂版) 目次

## 第1部 進路決定に向けて

1. 将来について考えてみましょう! .....	1
2. 将来どんな暮らし方をしたいですか? .....	1
3. 各学部で大切にしたいこと(小学部) .....	2
(中学部) .....	3
(高等部) .....	4
4. 高等部 3 年間のスケジュール .....	5
5. 進路に関する行事 .....	6
6. 進路選択	
(1) 進学(大学等・専門学校・職業能力開発校) .....	7
(2) 一般就労 .....	10
(3) 福祉的就労 .....	13
(4) 福祉サービスの利用(日中活動系) .....	14
(5) 地域活動支援事業の利用 .....	15
(6) 福祉サービスの利用(居住系) .....	15
(7) 在宅 .....	15
7. 福祉サービス利用の手続き・事業所の連絡先 .....	16

## 第2部 生活支援

1. 在学中の福祉サービス .....	17
2. 本校児童生徒が利用している福祉サービス .....	17
3. 本校児童生徒が利用している医療のサービス .....	18

第3部 Q&A .....	19
---------------	----

# 第1部 進路決定に向けて

## 1 将来について考えてみましょう!

あなた(お子さん)は、将来どんな暮らし方をしたいですか?そのためにはどんな準備が必要ですか?

文部科学省が推進するキャリア教育において、子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。小中高と段階を追って、将来必要な力をつけていくことが大切です。

## 2 将来、どんな暮らし方をしたいですか?

### 日中の活動

#### どんな進路先を選びますか?

- ・ 大学や専門学校などに進学する
- ・ 職業能力開発校などで職業訓練をする
- ・ 一般就労 (会社などで働く)
- ・ 福祉的就労 (福祉事業所で働く)
- ・ 福祉事業所を利用する



- ・ どんな勉強が必要かな?
- ・ どんな進路先があるのかな?
- ・ どんな仕事や活動が向いているかな?
- ・ どうやって通う?送迎はあるのかな?
- ・ 入浴できる場所も利用したいな

### 住居・生活

#### どこで、だれと、どうやって暮らしますか?

- ・ 家族と同居
- ・ アパートで一人暮らし
- ・ 通勤寮や会社の寮
- ・ グループホーム
- ・ 施設へ入所



- ・ 生活のサポートはどうする?(家事、お風呂など手伝ってくれるところは?)
- ・ 生活費はどうする?
- ・ 家族がいないとき、一時的に入所できる場所はあるの?
- ・ 大きくなったら、住宅改造も必要かな?

### 余暇・地域活動

#### 自由な時間はどのように過ごしますか?

- ・ 自宅での過ごし方
- ・ 外出
- ・ サークル活動
- ・ 地域の行事



- ・ 一人で楽しめることは?
- ・ 外出したいときに手伝ってくれる場所はあるの?
- ・ 参加してみたいけど、一人では不安
- ・ 地域の行事って、情報もらえるかな?
- ・ 運転免許をとりたいな

### 医療・健康

#### 機能訓練や医療的ケアはどうしますか?

- ・ 主治医のいる病院
- ・ 地域の病院
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリ
- ・ 装具や車椅子の買い換えや修理



- ・ かかりつけの病院はどこがいいかな?
- ・ どうやって通院しようかな?
- ・ 機能訓練の回数を減らしたくないな
- ・ 利用する事業所で機能訓練はできる?
- ・ 訪問看護ってどんなことをしてくれる?
- ・ 車椅子の購入や修理に助成金ってある?

### 3 各学部で大切にしたいこと ～キャリア教育の視点より～

#### 小学部

学習の基礎づくりの時期・・・「できる」体験を積み重ねましょう

家庭生活や地域生活のベースづくりを大切に

#### ☆こんなことができるといいな☆

- ・生活リズムを作り、健康に過ごす
- ・あいさつをする
- ・身の回りのことで、できることを増やす
- ・自分の思いを伝える  
(してもらうのを待ったり、何でも我慢したりしない)
- ・学習の習慣を身に付ける
- ・集団活動の楽しさを知るとともに、順番を待つなどの社会的ルールを知る
- ・自分の好きなこと、やりたいことを見つける
- ・家族と過ごす時間の充実と過ごしやすい家庭環境づくり(外出、手伝いなど)をする
- ・家庭以外の場、家族以外の人と過ごす経験を広げる  
(地域活動への参加、福祉サービスの利用体験など)



小学部で、高等部卒業後と言われても・・・

高等部卒業後のことまでは考えられないかもしれませんが、在学中から地域や家庭での生活を広げていくことは、将来を考える上で大切です。生活の中でできることを増やし、困ったことはサービスを受けることを考えましょう。保護者懇談会では、個別の教育支援計画に基づいて、担任と話し合います。現在利用しているサービスについて確認したり、今後利用するとよいサービスを相談したりします。必要に応じて、相談支援専門員を交えたケース会議を行うこともあります。



進路指導部主催の職場・事業所見学や進路学習会など(P6参照)に参加して、情報を収集することも大切です。



小学部5・6年生は、小学部卒業後の進路先等を尋ねる進路希望調査を行います。



高等部で進路先を決める際に、放課後等デイサービスや日中一時支援を利用してよかったです。(保護者)



## 中学部

将来の生活をイメージし始めましょう

いろいろな体験をして、やりたいことを見つけていきましょう

### ☆こんなことに取り組んでみよう☆

- ・健康な身体づくりや健康管理を自分で意識する
- ・自分からあいさつをする習慣や、  
基本的な日常生活習慣を身に付ける
- ・好きなことを増やし、興味関心の幅を広げる
- ・基礎的な学力を身に付ける
- ・学校行事や生徒会活動などに参加し、友達と協力して活動する
- ・社会体験（買い物、公共交通機関の利用など）を通し、社会の仕組みやルールなどを学ぶ
- ・職場・事業所見学や事業所体験（3年生）を通して、卒業後の生活を意識する



高等部卒業まで、まだ、時間があるけれど・・・

個別の教育支援計画や進路希望調査（毎年実施）をもとに、卒業後の進路について、少しずつ具体的に考えていきます。身体が大きくなるにつれ、入浴サービスなど、必要となるサービスも変化してきます。保護者懇談会では、現在利用しているサービスについて確認し、今後利用するとよいサービスについて考えます。相談支援専門員を交えたケース会議を行うこともあります。



引き続き、進路指導部が企画する職場・事業所見学や進路学習会など（P6参照）に参加して、情報を収集しましょう。



中学部3年生では、事業所体験（1日または半日）を行います。保護者の方にも、生徒が体験している様子を見学していただきます。高等部での現場実習や、卒業後の生活に対するイメージを持てるようにしましょう。医療的ケアの必要な生徒は、保護者の付き添いをお願いしています。



☆こんなことを確認していこう☆

- ・健康の大切さ、保持・増進の仕方について学習する
- ・自分で選んだり決めたり、思いを伝えたりする
- ・場に応じたコミュニケーションをとる
- ・集団の中で落ち着いて活動を楽しむ
- ・自分のことを理解する（障がいのこと、向いていること、やりたいことなど）
- ・現場実習を通して、卒業後の暮らしについてイメージする
- ・福祉制度を中心とした社会資源について知り、関係機関とのつながりを築く



いよいよ、高等部。1年1年を大切に学校生活を過ごしていこう！

個別の教育支援計画や進路希望調査（毎年実施）をもとに、卒業後の進路や実習先について相談していきます。必要に応じて、保護者懇談会に進路指導コーディネーターも参加し、より詳しい情報を得ながら具体的な進路についての話し合いとなります。相談支援専門員を交えたケース会議を設けることもあります。



進学を希望する人は、授業だけでなく、放課後・長期休業中の補習や、毎日の家庭学習を積み重ねる必要があります。模擬試験で実力を確認しながら、目標とする学力を付けていきましょう。



就労を希望する人は、現場実習（P6 参照）等で自分の適性を知り、自分に合う進路を見つけましょう。サービスを利用する人は、各事業所のサービスを知り、現場実習で自分に合っているか確認しましょう。

現場実習は、1・2年生は秋に、3年生は春と秋に行います（各2週間）。1・2年生は、自分に合った事業所や職種を探すという観点で、3年生は、進路先を絞り込むという観点での実習になります。2・3年生では、必要に応じて夏に実習を行う場合もあります。医療的ケアが必要な生徒は、保護者の付き添いをお願いしています。2年生以降の現場実習では、実習後の懇談会で相談支援専門員と共に卒業後のサービスの組み立てを考えていきます。



3年生は、卒業前に移行支援会議を行い、卒業後関係する事業所や行政機関を交えて、卒業後の生活について具体的に話し合います。



## 4 高等部3年間のスケジュール

進路希望先別の大きな流れですが、これらはあくまでも目安です。

一人一人の大切な人生、焦らず、じっくり自分らしい生き方を見つけましょう。

		大学・短大・専門学校	職業能力開発校・一般就労	福祉サービス利用
1年		進路相談(保護者懇談会) 進学補習(放課後・長期休業中) 模試(県模試・実力診断テスト) 進学の意味決定(文理選択)	進路相談(保護者懇談会) 職場見学 職業ガイダンス(隔年)	進路相談(保護者懇談会) 事業所見学
		秋季現場実習(11月)		
2年	前期	進路相談(保護者懇談会) 進学補習(放課後・長期休業中) 模試(県模試・実力診断テスト)	進路相談(保護者懇談会) 企業見学(個別) 職業ガイダンス(隔年)	進路相談(保護者懇談会) 夏季現場実習(保護者主体・必要な場合に実施) 事業所見学(個別)
	後期	学校見学(個別) オープンキャンパス(個別) 志望校絞り込み	秋季現場実習(11月)・実習先との懇談 希望職種絞り込み 進路学習会(就労希望者) 企業見学(個別)	利用事業所絞り込み 事業所見学(個別)
3年	春	進路相談(保護者懇談会) 進学補習(放課後・長期休業中) 模試(県模試・実力診断テスト) 奨学金手続き(希望者) 志望校・受験方法決定	進路相談(保護者懇談会) 求職登録	進路相談(保護者懇談会) 春季現場実習(5月)・実習先との懇談
	夏	大学出願準備 受験に向けての配慮事項申請 模擬面接・小論文・プレゼン練習 など	<職開校> オープンキャンパス(個別) 職業評価等 職業能力開発校申込み 試験	履歴書作成 模擬面接 社会人マナー 事業所見学(個別)
	秋	*総合型選抜出願→試験 *共通テスト出願 *学校推薦型選抜→試験 専門学校出願→試験	<就労> 企業見学(個別) 1 求人に応募 就職試験 就労先決定 職業ガイダンス(隔年) 合同就職面接会	障害支援区分判定 (誕生日前後) (P16参照)
	冬	*大学入学共通テスト 試験 *一般選抜出願→試験 合格⇒進学先決定	入校決定	2 求人に応募 就職試験 就労先決定 利用事業所決定・サービス内容検討
		個別の移行支援会議(1~2月)		
				利用契約

## 5 進路に関する行事

保護者にも案内をします。ぜひ参加して、進路を考える一助にしてください。

### 現場実習

### 体験・実習

以下の目的で、春は高等部3年生、秋は高等部全員が行っています。

- 1)現場実習を通して、自己について理解を深める。(自己理解)
- 2)保護者が、生徒の進路について生徒と共に考える。(保護者啓発)
- 3)生徒の適性や課題等を把握し、今後の指導に生かす。(指導資料)
- 4)関係機関に、生徒や保護者の現状やニーズを知ってもらう。(連携)

\*学校と事業所では、受けられる支援が異なります。在学中に付けておくといふ力を確認しましょう。

また、卒業後の生活をイメージし、自分に合った進路先を選びましょう。

\*希望どおりの実習先を見つけることは難しいのが現状です。近所や知り合いの企業で、現場実習を受け入れていただけそうなおところがありましたら、ぜひ紹介してください。

### 保護者進路学習会(就労支援セミナー)

### 進路学習会

ハローワークの方と卒業生が利用する事業所の方を招き、障がい者の就労の現状、福祉的就労や自立のとらえ方などを学びます。

### 高2進路学習会

高等部2年生の就職希望者に対し、ハローワーク、ふっとわーくの方から障がい者の就労の状況や支援内容、必要な力についてお話を伺います。個別の相談にも応じてくださいます。

### 障害基礎年金学習会(3年に一度)

講師を招き、障害基礎年金について話を聞きます。手続きについて知り、在学中からできることなども確認できます。(P19参照)

### 職業ガイダンス(隔年)

障害者職業センターの方から、一般就労に向けての心構えを伺います。

### 卒業生と語る会

卒業生から、進路を決めた時のことや現在の生活の様子、社会生活に向けての心構えなどの話を聞きます。共に学んだ先輩の言葉は、生徒たちの胸に響きます。卒業後をイメージする絶好の機会です。

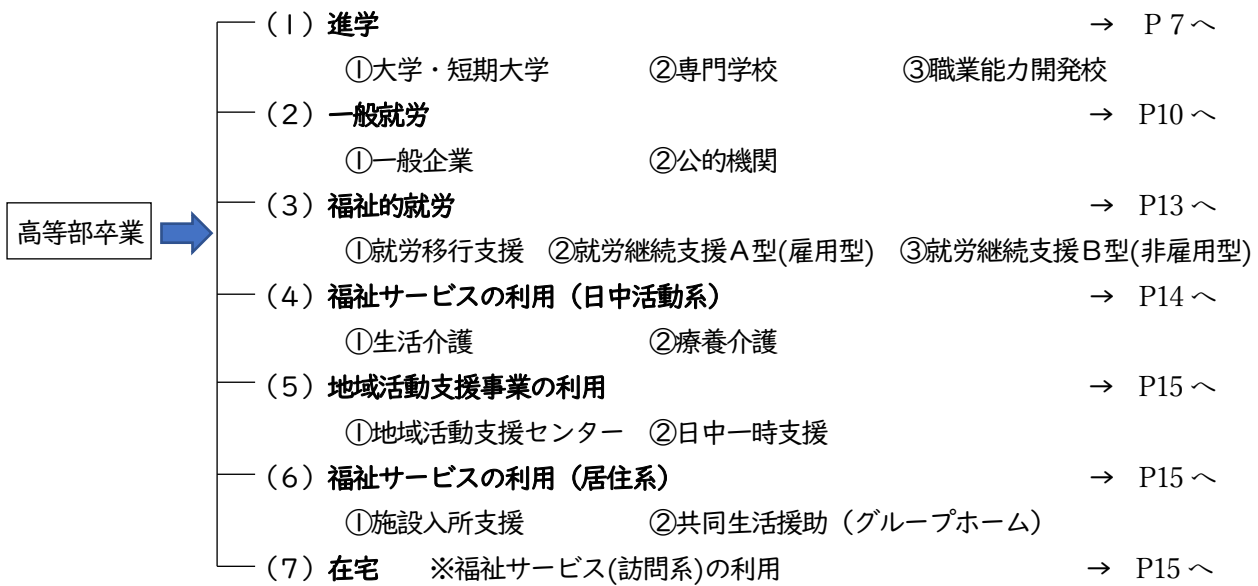
### 職場・事業所見学

### 見学会

生徒対象の行事ですが、全学部の保護者に案内をしています。いろいろな事業所を自分の目で確かめるチャンスです。見学したい職場や事業所がありましたら、お知らせください。



## 6 進路選択



### (1) 進学

進学して学びたいことは何か、やりたいことは何か、学んだことを生かして将来どんな仕事をしたいかなど、家族や先生と相談をして決めましょう。

#### 1. 進学する目的は？

人生をより豊かに充実したものにするために、

- ・興味のあることや学びたいことを自分で選び、主体的に学ぶ。
- ・教養を身に付ける。知識を増やし視野を広げる。
- ・就職に必要な資格を取る、または、受験資格を得る。
- ・大学を卒業して「学士」を取得し、相応の給与を得られる職に就く可能性を広げる。
- ・たくさんの人と出会い、新しい友達を得る。様々な経験をして自分の世界を広げる。 など

#### 2. 卒業生の進学先とその後の就職先は？(H16年度～)

進学先		その後の就職先	
① 大学・短期 大学	仁愛大学	人間学部心理学科	光道園、福井銀行
	福井大学	工学部知能システム工学科	日通→永和システムマネジメントに転職
	福井工業大 学	産業ビジネス学科	福井信用金庫
		スポーツ健康科学科	(在学中)
② 専門学校	大原学園福井校	公務員コース	福井県職員(福井県総合福祉相談所、こども療育センターなど)
③ 職業能力 開発校	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター		福銀ビジネスサービス、前進主義ふくい(A型)、ホクコントラスト株式会社、金井学園、コム・サポートプロジェクト→前進主義(移行)に転職
	大阪職業能力開発学校		ゲンキー→つづきの家(移行)に転職
	国立職業リハビリテーションセンター(埼玉)		一般企業(東京)→前進主義ふくい(移行)→福井信用金庫に転職

### 3. 進学に向けて何をすればいいの？

#### ①大学・短期大学

##### (学習面)

- ・出席すべき日数の3分の2以上出席し、高等部卒業に必要な単位を修得します。
- ・授業以外にも、補習や毎日の家庭学習を続けられる力が必要です。そして、土日に行う模擬試験で定期的に学力を確認します。進学後の授業についていくためにも学力は必要です。
- ・高等部1年生のみ現場実習をします。やりたい仕事に近い職種で実習し、学部や学科を考える参考にしましょう。ただ、校種や受験学科によって、現場実習で社会参加体験を積む方が有効な場合は、2年生でも実施することができます。

##### (志望校の選択)

- ・高等部入学時から、家族や先生に相談しながら志望校について考えていきましょう。また、仕事や大学について調べ、学力や大学卒業後の進路先など必要な情報を集めるとともに、自分の志望を明確にしていきます。
- ・興味のある大学のオープンキャンパスは、1年生からでも積極的に参加し、数年後にその大学で学べるイメージを持てるかどうか確認しましょう。また、バリアフリーなど、自分に合った環境かどうか、実際に見たり、大学職員の方に聞いたりしましょう。
- ・1年生の秋に文系か理系かを選択します。定期的に受験する模擬試験の結果などで学力を確認しながら、将来の仕事や通学方法、費用といった様々な点を考えて志望校を決定していきます。



##### (受験方法の選択)

- ・令和2年度から「学校推薦型選抜」、「総合型選抜」、「大学入学共通テスト利用入試」、「一般選抜」などの方法があります。大学によって、出願期間も試験日も試験内容も異なります。前もって調べて準備していく必要があります。
  - \*本校卒業生の場合、推薦入試(高校での成績等の書類、面接・プレゼンテーション・小論文等で合否が決まる)での進学が多くなっています。
- ・「障害者特別措置」を申請すると、受験しやすいように配慮してもらえます。出願の1か月前で締め切られるので、手続きを早めにしましょう。

##### (生活面)

- ・自分で通学できるよう、在学中に公共の交通機関を利用する練習をしましょう。進学後に運転免許を取って自家用車で通う卒業生もいます。
- ・進学に必要な費用を、家庭から支援してもらえるか確認しておきましょう。奨学金を利用する場合は、早めに学校に相談して下さい。(進学後でも奨学金を利用できます)
- ・定期的な受診や機能訓練を続ける場合を考え、支援機関とつながりを持ちましょう。
- ・大学を卒業すると、就職の際に「大卒」として扱われます。一般企業に障がい者枠での採用を目指す場合でも、求められる仕事の質が高くなります。

## ②専門学校

### (志望校の選択)

- ・福井県には約 20 の専門学校があります。高度な専門的技術・技能の習得を目指します。修業年限は 1 年～4 年までさまざまで、大学への編入学や大学院への入学も可能な場合があります。
- ・何を学びたいか、学力、学費、通学方法などについても考え、オープンキャンパスや学校説明会等に参加し、行きたい学校・コースを決めます。

### (受験方法・受験時期の選択)

- ・学力試験、面接、適性試験など、多様な観点から選考が行われます。出願時期も学校によって異なります。早目に情報を収集し、受験計画を立てましょう。

### (生活面)

- ① 大学・短期大学進学と同じ

## ③障害者職業能力開発校

- ・就職を希望する障がい者を対象に、職業訓練を中心に職業評価（職業適性・作業能力等の評価）・職業指導（個々の適性にあった職業選択の相談）を行います。地元の公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、訓練で身に付けた技術や資格を生かして就職を目指します。
- ・県内にはないので、県外での寮または施設入所での生活になります。寮では、身辺介助をしてくれる人はいません。洗濯や掃除など身の回りのことは自分ですることになります。
- ・多くは 1 年で卒業しますが、訓練科目により 2 年のところもあります。受講料は無料です。
- ・入校を希望するなら、事前に見学し情報収集をしましょう。入校するにはハローワークで求職登録し、手続きが必要です。障害者職業センターでの職業適性検査や学力テストが必要な場合があります。

\*訓練校は、国立が 2 校(岡山県、埼玉県)、都道府県運営校が石川、愛知、大阪などにもあります。

\*パンフレット等があります。詳しくは進路指導部に問い合わせてください。



## 4. 合格した後はどうするといいの？

- ・しっかり学力をつけておかないと、授業についていけない場合もあります。入学が決まってからも学習に励みましょう。
- ・進学先の学校を卒業後、どうするかもイメージしておきましょう。卒業後の就職活動は、進学先の支援を受けながら本人主体で行います。
- ・入学前に進学先の方と移行支援会議を行います。困ったときに相談できる場所を知っておきましょう。（③職業能力開発校に進学する場合は、ハローワークの方で行います）

## (2) 一般就労

企業や公的機関などに就職して、労働契約を結んで働く一般的な就労です。本校卒業生は、障がい者枠での雇用となります。雇用形態は、正社員、非正規雇用（パートタイム、契約社員等）など様々です。

- ① 一般企業への就職を目指す場合：ハローワーク等関係機関と連携して進めます。高等部3年時には求職登録をし、障害者専用求人に応募し、就職試験を受けます。正社員の場合は、教養試験が課される場合が多いです。日々の勉強にしっかり取り組みましょう。
- ② 公的機関への就職（正規職員）を目指す場合：就職試験の勉強が必要です。先生と相談し、早めに対策をとりましょう。

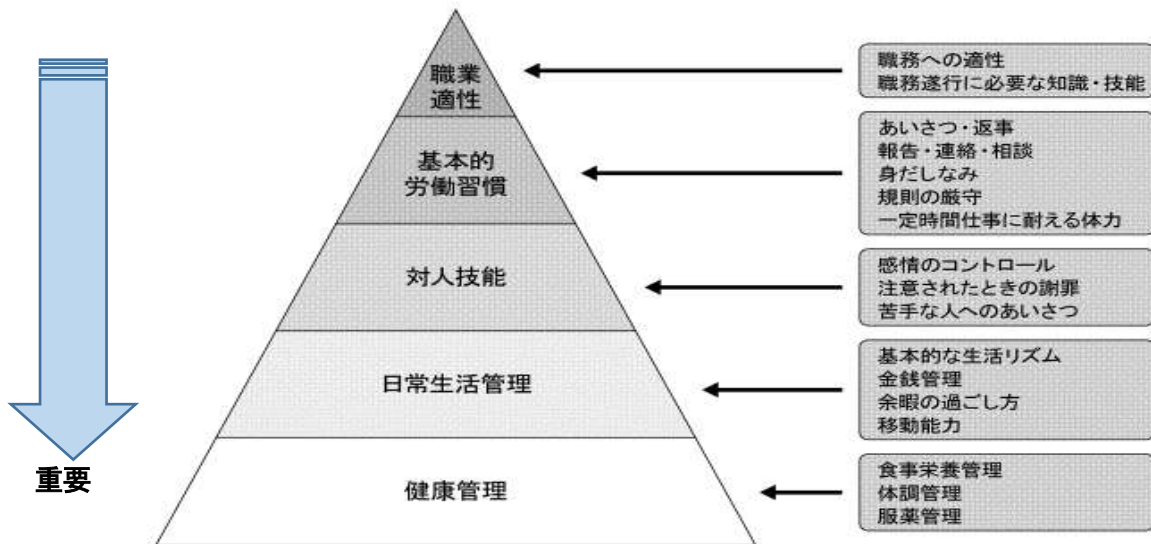
### 1. 就職するにはどんな力が必要なの？

#### 職場で

- ・働く意欲がある。
- ・基礎的な知識技能がある。
- ・身辺処理が一人でできる。
- ・指示を理解し、行動できる。
- ・自分の意思を相手に伝えられる。
- ・自力で通勤する。
- ・定められた勤務時間を守る。（週20時間以上(正社員は週40時間勤務が多い)）
- ・与えられた仕事をやりとげる。
- ・職場の人と上手につきあえる。（あいさつ・会話、言葉遣い、感情のコントロール）
- ・一人でできない場合は、必要な援助を求めることができる。
- ・報告、連絡、相談ができる。

#### 家庭生活で

- ・生活リズムを整え体調管理ができる。
- ・身だしなみを整えることができる。
- ・自分自身の楽しみがある。
- ・お金の管理ができる。



「職業準備性のピラミッド」（職業ガイダンス資料より）

### 2. 卒業生が働いている会社は？（H18年度～）

（※ \_\_\_\_\_ は正規雇用）

- （事務）** トヨタカローラ福井、福井赤十字病院、鯖江市役所、福井県民生協、  
アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)、Com-Support Project、金井学園、  
サンワコン、イワイ株式会社、藤島園、坂井市社会福祉協議会、福井県職員
- （製造）** アスワ村田製作所、アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)、セーレン(株)
- （介護）** オレンジホームケアクリニック

### 3. 障がい者の就労に理解を示してくれる企業は？

福井県のホームページ上に「ともに働く就労応援 サポーター企業一覧」があります。

気になる企業があったら、ぜひインターネット等で調べてみましょう。また、学校の先生にも相談してください。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koukou/tokushu/supporter.html>

### 4. 一般就労を支援する関係機関は？

#### ハローワーク（公共職業安定所）

障がい者を専門に担当する窓口(専門援助部門)があり、一般就労を目指す生徒は、3年生になると、自分の居住地が属するハローワーク(嶺北地区4ヶ所(福井・三国・大野・武生))で、求職登録を行います。専門の職員や職業相談員が、障がいの状況、就労内容や場所などを考慮して具体的な就職活動の方法などの相談を行います。専門的な支援が必要な人には、障害者職業センターを紹介します。実習先の紹介・相談もしてもらえます。

#### 障害者職業センター（福井市光陽2丁目3-32 TEL0776-25-3685）

職業能力適性検査などを通して本人の職業能力や適性を調べ、公共職業安定所と連携して企業へ就職できるか、どんな仕事に向いているかなどの方向性を出します。雇用の前後を通してジョブコーチ支援事業などの障害特性を踏まえた直接的・専門的な支援を行います。



#### 福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく

（福井市寺島町67-30 若越ひかりの村 内 TEL0776-97-5361）

雇用・福祉・教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施しています。就業後も相談支援を行います。

#### 坂井市障がい者基幹相談支援センター（坂井市丸岡町本町2-50 TEL070-1185-1233）

坂井市の障がいのある方などの就労支援（企業開拓・就労相談・職場定着支援等）を行っています。

#### 福井市障がい福祉課（福井市大手3丁目10番1号 TEL0776-20-5224）

福井市の障がいのある方を対象に「障がい者就労促進事業」として、市の雇用調整員が一般企業に就職するための支援を行います。

### 5. 一般就労を支援する制度は？（他にも様々な支援制度があります）

#### 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障がい者が職場に適應できるように、障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが、職場において直接的・専門的支援を行います。障がい者に対しては、仕事に適應するための支援や職場の人間関係やコミュニケーションを改善するための支援、事業主に対しては、障がいを適切に理解し配慮するための助言や、仕事の内容や指導方法を改善するための助言などを行います。支援期間は標準的には2～4か月で、支援終了後も必要なフォローアップを行います。

### **障害者トライアル雇用事業**

ハローワーク等の職業紹介により、障がい者を事業主が試用雇用(トライアル雇用：最長3か月)の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試用雇用終了後の常用就労への移行を目指します。期間中、事業主には、障がい者1人に対し月額最大4万円の助成金が支払われます。

### **チャレンジ雇用**

各府省・各自治体において、1年以内の期間を単位とし、非常勤職員として1～3年の業務の経験を踏まえて、ハローワーク等を通じた一般企業等への就職を目指します。

### **就労定着支援事業(2018年4月～)**

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練のサービスを利用して一般就労した障がい者は、就労定着支援を最大3年間受けることができます。

### **就労支援機器の無料貸出**

事業主に対して、中央障害者雇用情報センターが障がい者の就労を支援する機器を、原則として一定期間(原則6か月以内)、無料で貸し出してくれます。

### **特定求職者雇用開発助成金**

ハローワーク等の職業紹介により、障がい者を継続して雇用する事業主に対して助成金が支払われます。金額は、企業の規模や労働時間、障がいの程度によります。

### **特定短期労働者を雇用する事業主に対する特例給付金制度(2020年4月1日～)**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障がい者(障害者手帳等所持)を1年を超えて雇用する場合に対象となります。ただし、雇用率制度の対象にはなりません。

### **「障害者の雇用促進等に関する法律」で定められた障害者雇用率(2021年3月1日～)**

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

- 一般の民間企業 2.3% (常用労働者数 43.5人以上規模)
- 国、地方公共団体 2.6% 県教育委員会等 2.5%

\*障害者雇用率未達成の事業主(常用労働者100人超)は、法定雇用障害者数に不足する障がい者数に応じて障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

\*短時間労働者(週20時間以上30時間未満)1人は0.5人としてカウント、週30時間以上の労働者1人は1人としてカウントします。



### **「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」通称「障害者差別解消法」**

行政・事業者に対し、障がい者に対する差別禁止、一人一人の困りごとに合わせた「合理的配慮」を負担が重すぎない範囲で提供することが、義務づけられています。(平成28年4月1日施行)

※合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

### (3) 福祉的就労

福祉サービスの訓練として就労することをさします。市町の福祉課でサービスの申請、相談支援専門員の計画相談を経て、サービスの支給決定、受給者証の発行が必要です。

トイレ介助などの身体介護が必要な場合には、事業所の人員配置の関係で、利用できる事業所が限られるのが現状です。

福井市内の就労支援関係機関の情報については、『福井市障がい者就労支援ガイドブック』として福井市のHPに掲載されています。参考にしてください。

<https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/p011117.html>

#### ① 就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に、一定期間における生産活動や、その他の活動の機会(施設外就労など)を提供します。また、就労に必要な知識や能力の向上を目指した訓練を行います。通常2年間で一般就労に結びつけていきますが、延長して3年間ということもあります。



一般就労に結びつかない場合は、A型事業所に就職したり、就労アセスメント(PI4参照)を経て同事業所のB型事業所を利用したりすることが多いです。

##### 本校卒業生が利用している事業所（H21年度～）

- 前進主義ふくい（NPO法人からの転職）
- 悠々福祉会あすなろ
- 福授園鳥羽事業所（その後同事業所B型事業へ転職）
- 夢つづきの家（その後クスリのアオキへ就職）

#### ② 就労継続支援A型（雇用型）

一般企業で働くことが困難な障がい者に、就労の機会や生産活動の機会を提供します。雇用契約を結んで就労が可能と見込まれる人です。就労移行支援を利用したけれど一般企業への雇用に結びつかなかった人や、卒業時には一般企業への就労が難しい特別支援学校卒業者、一般企業を離職した人などが対象になります。雇用契約を結ぶので、ハローワークを通しての紹介状、履歴書、面接、現場実習が必要です。障がい者雇用なので障害者手帳が必要です。



一般企業で、就労継続支援A型事業を行う企業が増えてきています。最低賃金の保証はありますが、本人の能力によって最低賃金を減額してよいとする制度があります。週20時間以上働くことが求められ、多くのA型事業所は、1日4時間～6時間の労働時間です。仕事に関しては、作業量や正確性が求められます。同じ日に他の日中活動の福祉サービスは利用できません。移動支援など暮らしのサービスは利用できます。

##### 本校卒業生が就職している事業所（H21年度～）

- たけふ福祉工場（その後一般企業へ転職）
- ハッピーワーク芦原温泉（その後B型事業所へ転職）
- 前進主義ふくい（一般企業からの転職）
- 有限会社ワークハウス（一般企業からの転職）

### ③ 就労継続支援B型(非雇用型)

A型と同様に、一般企業で働くことが困難な障がい者に、就労や生産活動の機会を提供します。就労移行支援を利用したが一般企業への雇用に結びつかない人や、年齢・体力面の問題で一般企業に雇用されることが困難になった人も対象です。

学校卒業後にB型を希望する場合には、「就労アセスメント」(就労移行支援を利用し、移行支援事業所の方から調査・評価を受けること)を在学中に受けることが必要となってきます。就労アセスメントは現場実習中に行います。B型事業所を希望する場合は、なるべく3年春の実習の段階でアセスメントを受けることが望ましいです。福祉サービスの利用になるので、相談支援専門員を決めて移行支援事業所との契約を行うこととなります。すでに相談支援専門員が決まっている場合は相談員と連携して進めていきます。



実習で就労アセスメントを受けた場合、その後本人、保護者、学校、相談支援専門員、事業所が集まって「評価会議」を行い、本人の強みと課題が整理され、どのサービスが適しているか評価されます。その時点で「就労移行支援が適している」と評価されても、最後には本人・保護者の希望で「就労継続支援B型」に行くことができます。B型でもスキルアップが求められています。

#### 本校卒業生が利用している事業所（H23年度～）

- つづきの家 ●スマイル農園 ●スマイルメーカー ●きらく
- ハートオブマインド ●手づくり工房コスモス ●虹の会福祉作業所

## (4) 福祉サービスの利用(日中活動系(昼間の活動を支援するサービス))

### ① 生活介護

障がい者支援施設等で、常時介護を要する人に、主として昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会提供、その他身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。障害支援区分の認定調査が必要です。支援区分3以上の人が利用できます。



事業所によりいろいろの特徴があります。作業をして工賃がもらえるところ、入浴サービスや送迎サービスの有無、他の生活介護事業所との併用が可能か、医療的ケアへの対応の有無など、本人に適しているところがどこかを、見学や現場実習を行って決めていきます。放課後等デイサービスで利用中の事業所が生活介護を行っている場合も、スタッフや活動内容、活動場所が異なります。

#### 本校卒業生が利用している事業所（H18年度～）

- 金津サンホーム ●多機能型支援センターすまいる ●ハーモニーかすみ
- 就労支援センターあおい ●はあとスマイル春江 ●希望園 ●オアシス
- あけぼの園 ●はあもにい永平寺 ●オレンジキッズケアラボ
- きつずりハビリテーションサポート ●はぐくみ ●Cネットふくい
- 福授園当田事業所 ●げんきの家 ●光道園

#### 基準該当生活介護(介護施設を利用)

- トレフル ●木の花 ●ひだまりでい ●霞の郷 ●わかすぎ



## ② 療養介護

医療と常時介護が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練や療育上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。

障害支援区分の認定調査が必要です。支援区分5または6(病気による)の人が利用できます。

本校卒業生の利用先： ●あわら病院 ●石川病院

## (5) 地域活動支援事業の利用

障がい者および障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により市町が事業を効果的・効率的に実施しています。主に日中活動の場として以下の2つの事業が利用されます。日中一時支援は在学中から利用できます。

① 地域活動支援センター 本校卒業生の利用先： ●あけぼの園プラザあけぼの(福井市の方対象)

② 日中一時支援 本校卒業生の利用先： ●金津サンホーム(土曜日に利用する場合)  
●すずらん(基準該当生活介護でも利用可能)  
●Cネットふくい福井事業所  
●のびのび

\*単独でこれらの福祉サービスを利用する場合は、計画相談は必要ありません。

直接市町の福祉課に支給決定していただきます。

## (6) 福祉サービスの利用(居住系)

### ① 施設入所支援

施設に入所する方に対して、休日や夜間に入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

障害支援区分判定の認定調査が必要です。支援区分4以上の人が利用できます。



卒業してすぐに入所施設を利用する方は多くはありませんが、卒業後必要に迫られる場合も考えられます。日中は、同じ事業所の生活介護のサービスを利用することになります。

本校卒業生や本校に在籍していた方が利用している入所施設(H18年度～)

●ライフかすみ(日中はハーモニーかすみへ通所) ●七瀬の郷 ●足羽更生園

### ② 共同生活援助(グループホーム)

本校卒業生の利用者はいません。グループホームの多くは、バリアフリーでないこと、身体介護があると利用できる場所が限られており、どこも定員いっぱいであることなどが理由です。今後新しくグループホームを建てる計画がある事業所もありますが、具体的にはまだ先の様子です。

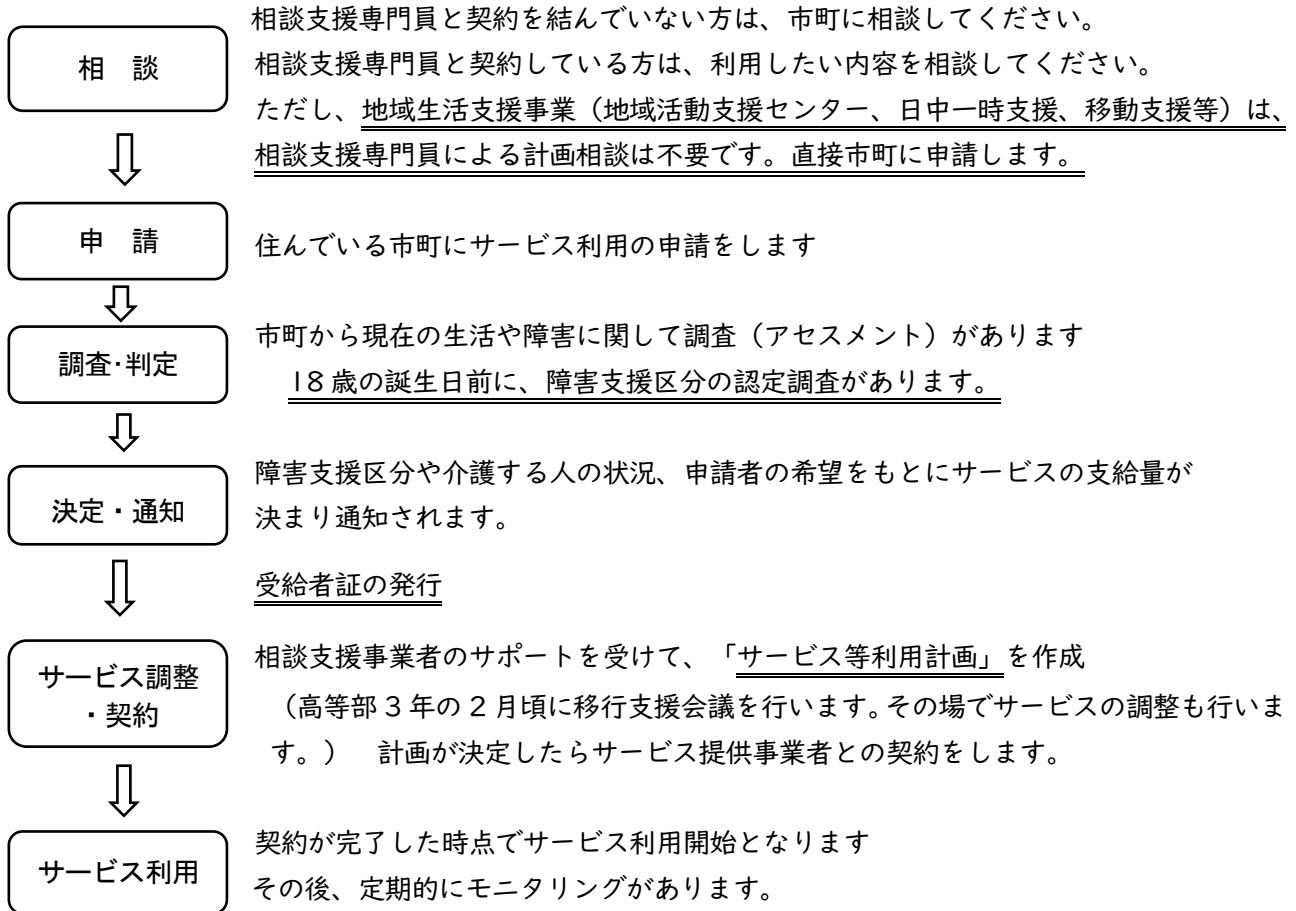
## (7) 在宅

訪問系の福祉サービスを利用しながら、自宅で生活します。

## 7 福祉サービス利用の手続き・事業所の連絡先

卒業後に福祉サービスを利用するには、下記の手順での手続きが必要です。

在学中のサービス利用の場合も同様の流れです。（児童は障害支援区分の調査・判定はありません）



\*放課後等デイサービスや短期入所など、在学中から福祉サービスを利用している場合は、すでに相談支援専門員が計画を立てています。利用していない方は、進路先が決まるときに相談支援事業所を選ぶところから始まります。

\*就労継続支援B型事業所を卒業後すぐに進路先に考える場合は、就労アセスメント（P14参照）を行う際に相談支援事業所を決めることとなります。

### 【障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の連絡先について】

**障害福祉サービス事業所** 下記に一覧が載っています。御覧ください。

- ・福井県の障がい福祉課のホームページ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogaishisetu.html>

- ・福井市の障がい福祉課のホームページ

<https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/service/p020932.html>

### **相談支援事業所**

各市町から送られてくる障害者福祉の手引き等を御覧いただくか、直接各市町にお問い合わせください。

## 第2部 生活支援

### 1 在学中の福祉サービス

在学中に福祉サービス（放課後等デイサービス・日中一時支援・短期入所等）を利用することで、家庭以外の場所における障がいのある児童生徒の見守りや居場所を作っていくことは大切です。家族にとっては、レスパイト（休息）にもなり得ます。また、18歳以降に使えるサービス(生活介護・日中一時支援・短期入所等)も行っている事業所を利用していくと、卒業後への移行もスムーズです。

### 2 本校児童生徒が利用している福祉サービス

学齢児の障がい福祉サービスの利用には、在学中のみ使えるもの、卒業後も使えるものがあります。また、相談支援専門員による計画相談（「障害児支援利用計画」「サービス等利用計画」の作成）が必要なものと、必要ないものがあります。学校は、相談支援専門員や事業所等の支援会議に出席するなど、関係機関と連携した支援を行っています。

本校児童生徒が利用しているサービスを紹介します。

#### (1) 在学中のみ使えるサービス (●主な事業所)

<p><b>放課後等デイサービス</b></p> <p>*児童福祉法に基づくサービスです。</p> <p>*計画相談が必要です。</p>	<p>在学中の障がいのある児童生徒を対象にして、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進などを行います。学校に事業所から迎えの車が来るところが多く、入浴ができる場所もいくつかあります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●わんぱくステーション（げんきの家）</li><li>●はぐくみ（平谷こども発達クリニック）</li><li>●きっずリハビリテーションサポート</li><li>●すてっぷ（越前町デイサービスセンター）</li><li>●オレンジキッズケアラボ</li><li>●たけのこの家（ひまわり教室）</li><li>●在宅サポートのびのび</li><li>●すまいるステーション（はあとスマイル春江）</li><li>●すまいる、ておてお、ほやほや（スマイルネットワークさかい）</li><li>●わかすぎ</li><li>●ゆうの家</li><li>●なないろキッズ</li><li>●北風と太陽</li><li>●アイホーム福井</li><li>●にこにこ（光道園）</li><li>●はあもにい永平寺</li></ul>
--	--

(2) 在学中・卒業後どちらも使えるサービス (●主な事業所)

<b>日中一時支援</b> *地域生活支援事業 (計画相談はいりません)	障がいのある人の日中における活動の場の確保や、家族の就労支援・休息を目的として、日中預かりや放課後・長期休暇等の預かりをします。 ●ショートステイ燦々(あけぼの園) ●在宅サポートのびのび ●スマイルネットワークさかい ●金津サンホーム ●からふる
<b>移動支援</b> *地域生活支援事業 (計画相談はいりません)	社会生活において必要な外出(役所や銀行等)や余暇活動等のための移動を支援(付き添い)します。通学や通勤には原則使えません。 ●YOLO・FUKUI ●コム・サポートプロジェクト
<b>訪問入浴サービス</b> *地域生活支援事業 (計画相談はいりません)	重度の障がいのある人の居宅を移動入浴車で訪問し、簡易の浴槽を使って住居内での入浴サービスを行います。 ●市町社会福祉協議会 ●仁愛ケアサービス
<b>居宅介護(ホームヘルプ)</b> *計画相談が必要です。	自宅で、入浴、排せつ、食事の生活全般にわたる援助を行います。 ●まごのて福井 ●YOLO・FUKUI ●コム・サポートプロジェクト
<b>短期入所</b> *計画相談が必要です。	家族などの支援者の病気や用事等で介護を行うことができない場合に、短期間、事業所に入所し、入浴、排せつ、食事等、必要な支援を受けることができます。支援者にとってのレスパイト(休息)としての役割も担います。 ●つくし園(こども療育センター) ●フレンズあすわ ●あわら病院 ●金津サンホーム

### 3 本校児童生徒が利用している医療のサービス

以下は医療のサービスですので計画相談はいりません。卒業後も使えます。(●主な事業所)

<b>訪問看護</b>	看護師が自宅を訪問し、健康状態の観察や助言、日常生活(入浴・食事・排せつ)の介助やリハビリテーションの援助を行います。 ●オレンジホームケアクリニック ●シンシア訪問看護ステーション ●こばんだ訪問看護ステーション ●ひなた訪問看護ステーション ●仁愛ケアサービス
<b>在宅医療</b>	主治医が計画を立て、月2回程度定期的に往診します。(回数は病状によります)急な発熱時などの臨時的な往診や予防接種もしてもらえます。 ●オレンジホームケアクリニック ●往診クリニック
<b>訪問リハビリ</b>	通院してのリハビリが困難な方に対して理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などが自宅を訪問し、状況に応じたリハビリを行います。 ●オレンジホームケアクリニック ●育ちのクリニック津田

## 第3部 Q & A

福祉サービスは、18歳から、児童のサービスから大人のサービスに切り替わります。サービスの利用に掛かる費用も本人の所得に応じた負担になるので軽くなります。

卒業を前にして知っておくとよいこと、問い合わせの多いことをQ&Aにまとめました。

### Q1) 障害基礎年金について、手続きの書類作りが大変と聞きます。在学中から準備しておくといことはありますか？

A1) 申請時に作成する必要のある書類は下記の4種類です。20歳の誕生日約1か月前から市町役場の年金窓口や年金事務所（事前予約必要）で書類を受け取ることができます。

- ① 受診状況等証明書…一番初めに障がいのことを言われた病院で初診日を証明してもらうもの
- ② 病歴・就労状況等申立書…初診から現在までの状況を4年単位に区切って自ら申告するもの
- ③ 国民年金保険診断書…現在受診している病院で疾病の状況を示すもの（効力は3か月間）
- ④ 国民年金障害基礎年金裁定請求書

その中でも、②の書類作成のために、幼いうちからやっておくとよいことは次のとおりです。

- \* 特別児童扶養手当等の診断書のコピーをとっておく。
- \* 身体障害者手帳、療育手帳の申請用紙のコピーをとっておく。
- \* 療育機関で受け取った本人に関する資料を残しておく。
- \* 日記をつける。特にエピソードは残しておく。
- \* 成績表や教育支援計画、特別支援学校卒業証書を残しておく。

その他に準備しておくといものとして、以下のものがあります

- \* 本人名義の貯金通帳とキャッシュカード
- \* マイナンバー（カードとして持っているとう便利）

★3年に1回、障害基礎年金についての学習会を実施しています。

★②の様式が、日本年金機構のHPからダウンロードできます。現在までの状況を少しずつ書き溜めていくのはいかがですか。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/shindansho/20140516.html>

### Q2) 車の名義(車検証の所有者・使用者)を変えるとよいと聞きますが、なぜですか。

A2) 身体障害者の場合、18歳になると、自動車の税金の減免は、本人名義の車しかできないためです。

本人が運転免許を持っていなくても同様です。ただし、療育手帳A判定を持っていれば名義変更の必要はありません。

### Q3) 卒業後の生活に向けて車椅子を作り替える人が多いようですが、なぜですか。

A3) 車椅子等補装具を作り替えるときには、市町の福祉担当課が申請窓口になります。18歳未満の児

童については、医師意見書により補装具のすべてを市町で判断しています。18歳以上になると、補装具の種目や名称に応じて、補装具費支給決定に総合福祉相談所の判定が必要になるものがあります（義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置）。その際に、申請者の立会いが求められる場合があります。

また、補装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は成長に合わせて変えていく必要があります、その期間が短い場合があります。作り替えや修理をお考えの方は、補装具等の業者の方に相談してみてください。

#### Q4) 自動車運転免許を取るにはどうしたらよいですか。

A4) 自動車学校の入校は、18歳の誕生日の2か月前から可能です。誕生日から仮免許を取得できます。

ただし、入校する前に、いろいろな手続きが必要になります。学校にも申請書を提出する必要があるため、担任に相談してください。

また、改造車で運転する場合は、自分の行きたい自動車学校に改造車があるか問い合わせる必要があります。自動車学校での調整が必要なので、早目に問い合わせるとよいでしょう。

#### <自動車学校入校までの流れ>

- ① 学校に「運転免許取得願」、「自動車学校通学承認願」を申請し、承認を得る。
- ② 市町役場（障がい福祉課など）に「免許取得費用の助成金申請」が可能か問い合わせる。  
※市町により、助成金の有無が異なります。また、条件(対象者、申請期間、助成額等)も異なります。事前に各自治体に問い合わせてください。
- ③ 運転免許試験場や運転免許センター等に相談し、「運転適性検査」を受ける。
- ④ 運転適性検査で可となれば、自動車学校に入校する。

#### <自動車購入の主な手続き>

- 市町役場（障がい福祉課など）に、自動車改造費の「助成金申請」をする。（障害者手帳保持者）  
※市町により条件(障がいの程度、使用目的、助成額等)が異なります。事前に各自治体に問い合わせてください。  
※改造前の申請が必要です。
- 自分に合う「改造車をメーカー等に注文・購入」する。
- 福井県税事務所(軽自動車は市町の税務課など)に、「自動車税(軽自動車税)の減免を申請」する。

#### <自動車運転免許取得後>

- ① 学校に報告する。
- ② 免許取得費用助成金の申請をする。（申請期間に要注意！）



「身体障害者マーク」 手足など肢体が不自由であることを理由に、条件付きで運転免許を認められた人が、運転中の安全を確保するために表示するマークです。周囲の運転者は「幅寄せ」「割り込み」をすることが原則禁止されています。